

公益財団法人横浜市資源循環公社

職員行動基準

私たちは、資源循環と地球環境分野において、主体性と独自性を発揮しつつ、公益の増進と社会への貢献につながる事業を積極的に推進し、公益法人として、市民から信頼され、必要とされる組織を目指します。この目標を達成するための規範として、以下の職員行動基準を定めます。

1 公益の増進に向けて

- 常に「やさしさ・思いやり」を持ち、すべての人の人権を尊重します。
- 市民生活に役立つように、創意工夫を加えながら業務を行います。
- 一人ひとりが公社の顔であることを意識し、「親切・丁寧」に対応します。
- 市民の信頼を失墜させる行動は、厳に慎みます。

2 業務の適正・効率化に向けて

- 前例に頼らず、常に問題意識を持ち、業務の改善に努めます。
- 業務の進め方が適正かつ効率的か、定期的にチェックします。
- 個人情報をはじめ、あらゆる情報を適正に管理します。
- コスト意識を常に持ち、無駄をなくします。

3 透明性の確保に向けて

- 積極的に情報を開示し、分かりやすい説明を心がけます。
- 市民のニーズに合わせ、常に最新の情報を発信していきます。
- 報告、連絡、相談を確実にやり、円滑な業務執行に努めます。
- 「正確」「見やすい」「分かり易い」書類作成に努めます。

4 総合力の発揮に向けて

- タテ、ヨコ、ナナメの連携を強化し、協力しあって、公社の運営を担います。
- 経験から得た現場の知恵、ノウハウを広く業務に活かします。
- 事故・事務処理ミス等の情報を共有し、再発を防止します。
- 自己啓発や技術の習得など、個人の能力向上に努めます。